**令和５年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針**

参考資料２

施施設名：大阪府立こんごう福祉センター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 評価委員の指摘・提言等 | 改善のための対応方針 | 次年度以降の事業計画等への反映内容 |
| Ⅲ（２）５ | 職員の就労意欲を維持・向上させる取り組みを行っているか。 | 所属長の面談だけではなく、所属長に直接言いにくい内容については他の職員に相談できるような仕組みが必要。 | 　所属長だけでなく、要望等を他の職員に相談できる環境づくりに取り組むように要請する。 | 【事業計画等への反映内容】所属長に限らず職員が相互に相談できる環境を整え支援を行う。（【具体策（参考）】・所属長だけでなく、児童発達支援管理責任者やユニットリーダー、心理士等と面談が設定できることを職員会議等でアナウンスする。・新規採用職員においてはOJT担当を指定しているほか、所属内や所属長に直接言いにくいことについては、法人指導監査室において行っている他部署の先輩職員による面談において、悩み等の吸い上げに努めている。また、内容によっては指導監査室長が該当施設長と連携を取り、解決に向けた調整を行う等、多角的な対応を実施していく。）　　　　　　 |